

定 款

平成 23 年 10 月 28 日

一般財団法人日本色彩研究所

一般財団法人日本色彩研究所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本色彩研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。
これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、色彩に関する理論及び実際を研究し、その指導普及を図るをもって
色彩科学・技術の発展及び文化の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 標準色票の調査研究
- (2) 色彩理論の調査研究
- (3) 色彩材料の調査研究
- (4) 色彩の研究ならびに応用に関する技術及び用具の調査開発
- (5) 産業、学術、教育、美術等における色彩使用に関する調査研究の受託及び指導
- (6) 色彩文化の進展及び快適環境形成に関する調査研究
- (7) 研究会、講演会、講習会、展示会等の開催
- (8) 前記第一号から第七号の成果の刊行及び製品化並びに普及
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第一号から九号の事業は、日本全国の都道府県及び海外において行う。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本
財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しな
ければならず、基本財産の一部を処分及び除外しようとするときは、あらかじめ理事会
及び評議員会の承認を必要とする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項第3号から第6号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項中、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員選任委員会において行う。

- 2 評議員選任委員会は、評議員2名、監事1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選任委員会の外部委員は、次の事項をいずれも満たす者を理事会において選任する。
- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）

- 以下同じ。) の業務を執行する者又は使用人でないこと
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがないこと
 - (3) 第 1 号及び第 2 号に該当しない者の配偶者、3 親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者を含む。）でない者
- 4 評議員選任委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選任委員会の運営についての細則は理事会において定める。
- 5 評議員選任委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選任委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなることに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選任委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
 - (3) 同一評議員（2 人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の評議員）につき 2 人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第 7 項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任期)

- 第 11 条 評議員の任期は 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 9 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

- 第 12 条 評議員に対して、評議員会に出席 1 回 1 名あたり 5 万円の範囲内で、評議員会において定める支払いの基準に従って算定した報酬額を支給する。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 13 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員の互選によって選出する。

(権限)

第 14 条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員の報酬等の額
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 評議員会は、定期評議員会として毎年事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがない場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、理事長に評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 17 条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員の報酬
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(議事録)

第 18 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員等

(役員の設置)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 7 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長、2 名以内を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 20 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 24 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 25 条 評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第 26 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(会長及び顧問)

第 27 条 この法人に、任意の機関として、1 名の会長及び 10 名以内の顧問を置くことができる。

- 2 会長は、この法人の運営及び研究について、理事長に建議することができる。
- 3 顧問は、この法人の運営及び研究について、理事長の諮問に答える。
- 4 会長及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 5 会長及び顧問の任期は 2 年とする。
- 6 会長及び顧問は無報酬とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。

(権限)

第 29 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集するものとする。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特定の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、常務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 33 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条並びに第 10 条についても適用する。

(解散)

第 34 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の処分制限)

第 35 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第 36 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 37 条 この法人の公告は、次により行う。

(1) 電子公告

(2) 主たる事務所及び従たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において

読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特殊民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の理事長は近江源太郎及び常務理事は赤木重文、小松原仁とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

入江 観
岩本 康一
木本 希
久保田 亘
齋藤 美穂
佐藤 幸藏
下泉 和也
進士五十八
永倉 嘉行
平井 敏夫
的場 隆夫
山元 廣治

別表 基本財産

財産種別	場所・物量等	金額
有価証券	日本色研事業(株) 4,850株	2,425,000
定期預金	三菱東京 UFJ 銀行	3,100,000

変更の沿革

平成 23 年 9 月 1 日 制定

平成 23 年 10 月 28 日 35 条を追加変更